100点、「加算点」は最高30点とする。」を、「「標準点」を100点、「加算点」は最高30点とする、「施工体制評価点」は最高30点とする。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。」に、３⑵②中、「「加算点」の算出方法は、下記３⑶」を「「加算点」の算出方法は、下記３⑶①及び②」に、３⑵③中、「価格及び価格以外の要素による総合評価は、競争参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる加算点」を、「価格及び価格以外の要素による総合評価は、競争参加者の「標準点」と上記３⑵②によって得られる加算点」及び「施工体制評価点」に、「評価項目」について、３⑶①②中、「①ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画　㋐性能等　㋑社会的要請　②工事全般の施工計画　㋐施工上配慮すべき事項等の技術的所見」を、「①ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画　㋐性能等　㋑社会的要請　②工事全般の施工計画　㋐施工上配慮すべき事項等の技術的所見　③品質確保の実効性　④施工体制確保の実効性」に変更します。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成28年1月7日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局

鳥海ダム工事事務所長　瀧澤　靖明

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　05

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　鳥海ダム環境影響評価検討業務（電子入札対象案件）

⑶　業務の目的　本業務は、子吉川水系の鳥海ダム事業において、環境影響評価法に基づく手続きを進めるにあたり必要な検討や資料作成等を行うものである。

⑷　業務内容　・計画準備　１式　・準備書（案）更新　１式　・本省ＷＧ資料作成　１式　・本省幹事会審査会資料作成　１式　・本局幹事会委員会資料作成　１式　・有識者意見聴取　１式　・関係機関協議　１式　・委員会等の資料作成及び運営補助　１式

⑸　本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。・準備手続きを進めるにあたっての留意点

⑹　履行期間　契約締結日の翌日～平成29年３月29日

⑺　本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

⑻　本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。

⑼　暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2　参加資格

⑴　基本的要件

１）単体企業

ａ）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ｂ）参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

ｃ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ｄ）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

ｅ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体　上記１）単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年１月７日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から鳥海ダム環境影響評価検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑵　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（共通説明書参照）

3　参加表明書の提出者に対する要件

⑴　同種又は類似業務等の実績　下記１）から３）のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、１）及び２）は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成17年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務）とし、３）は過去に実施した研究実績とする。

１）同種業務：ダム事業の環境影響評価における予測、評価、対策検討に関する業務のうち、準備書作成に係る業務

２）類似業務：ダム事業の環境影響評価における予測、評価、対策検討に関する業務のうち、同種業務以外の業務

３）研　　究：ダム事業における環境影響に関する研究実績

⑵　１）もしくは２）の実績として挙げた業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

⑶　説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。

ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

4　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者の経験及び能力

⑵　配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

5　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定の技術者の経験及び能力

⑵　業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

⑶　評価テーマに関する技術提案

6　配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は、説明書による。

7　説明書等の入手に関する要件

参加表明書又は技術提案書を提出しようとする者は、それぞれの期限までに、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（参加表明書提出時に掲載されている資料）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は提出された参加表明書又は技術提案書を無効とする場合がある。

8　手続等

⑴　担当部局　〒015―0074 秋田県由利本荘市桜小路32―１　国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所総務課専門官　電話0184―23―5120　ＦＡＸ0184―23―5451